

○ 鈴鹿工業高等専門学校教職員会議規則

〔 令和7年12月4日
規則第130号 〕

鈴鹿工業高等専門学校教職員会議規則

(設置)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則第11条第2項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校教職員会議（以下「会議」という。）に関し、必要事項を定める。

(審議及び報告事項)

第2条 会議は、校長、副校長又は校長補佐が必要と認める事項について審議、周知、又は意見交換を行う。

2 審議事項については、各室及び委員会等の専決事項は除く。

3 報告事項については、運営会議で確認し決定する。

(組織)

第3条 会議は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長

(2) 常勤の教員

(3) 事務職員（係長相当以上の者）

(4) 技術職員（技術専門職員以上の者）

2 会議が必要と認めたときは、議事に関連する教職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第4条 会議は、校長が主宰し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、あらかじめ校長が指名したものがその職務を代行する。

3 原則として4月、5月、7月、10月、12月及び2月の年6回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 会議に司会者を置き、学科長又は教養教育科長のうちから選出された者をもって充てる。

(定足数)

第5条 会議は、出張、研修、特別休暇、休職、停職中の者及び療養中の者（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則23条の規定により就業できない者）を除く3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(事務)

第5条 会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、令和7年12月4日から施行する。